環境対策費の過去10年間の推移(駐車場収入からの支出)

(単位:千円)

年度	計
平成7年度	1,617,517
平成8年度	2,023,003
平成9年度	1,741,246
平成10年度	1,759,434
平成11年度	1,428,162
平成12年度	1,288,399
平成13年度	1,128,316
平成14年度	1,136,629
平成15年度	1,003,357
平成16年度	933,078

駐車場収益の使途について

大型ジェット機による航空機騒音が離発着する空港周辺の住民に深刻な影響を与えたため、国は航空機騒音防止のための法令の整備をするとともに、これらの法令に基づき所定の環境対策を実施しております。

このような国の対策とともに、空港環境整備協会は、国の環境対策事業と十分調整したうえで、協会の助成要綱（別紙）に従い、市町村や地元住民の要請に基づき、空港周辺環境対策事業を行っております。

(別紙)

環境対策事業助成金交付要領

(平成7年6月6日　空整協第453号)

(目的)

第1条　財団法人　空港環境整備協会（以下「協会」という。）が地方公共団体等に交付する空港周辺環境対策事業に係る助成金に関しては、この要領の定めるところによる。

(助成対象事業の範囲)

第2条　助成の対象となる事業の範囲は、次に掲げるものとする。

(1)　航空公害防止軽減のための施設、環境の整備事業

(2)　航空機によるテレビの受信障害防止等の対策事業

(3)　空港周辺住民の生活環境改善に寄与する事業

(4)　その他、空港の円滑な運用のために必要と認められる事業

2　建物の建設及び改修、道路の整備、下水道工事のような公共工事的な事業は、原則として助成の対象としない。

3　共同利用施設等への備品の寄贈及び学校に対する教育機器寄贈事業については、別に定める要領に基づくものとする。

(対象空港及び対象地域)

第3条　対象空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する第1種及び第2種空港とし、その対象地域は原則としてWECPNL70以上の区域とする。

(助成対象者)

第4条　助成対象者は、原則として前条に定める区域内で第2条に定める事業を行う地方公共団体とする。

(助成金の額)

第5条　助成金の額は、予算の範囲内で決定するものとし、助成率は原則として次に定める率を限度とする。

(1)　一般助成事業（次号の助成事業は除く。）は、事業費の80%を限度とする。

ただし、土地の取得費、設計費及び施設の維持運営費等は助成の交付対象としない

(2)　消防車等車両整備事業は、事業費の50%を限度とする。

ただし、車両取得に係る取得税及び自賠責保険等の付帯経費は助成の交付対象としない

（環境対策事業助成金交付要領）

（助成金交付申請書の提出）

第６条　助成金の交付を受けようとする地方公共団体等（以下「助成申請者」という。）は、交付を受けようとする事業年度の前年の９月末までに「助成金交付申請書」（第１号様式）正・副二部を協会事務所長経由会長あて提出しなければならない。

２　協会事務所長は、前項の申請に基づき内容を審査し、優先順位及び意見書を付して協会本部に上申するものとする。

（助成金の交付決定通知）

第７条　協会は助成金の交付申請があった場合には、申請の内容について審査し助成金を交付することが適当であると認めたときは、「助成金交付決定通知書」（第２号様式）により助成金の交付の決定通知を行うものとする。

（事業計画の変更等）

第８条　助成申請者は「助成金交付決定通知書」に記載されている事項を変更する場合は、あらかじめ変更の理由及び経費の積算を記載した「事業計画変更あるいは中止申請書」（第３号様式）を協会に提出し承認を受けなければならない。

２　協会は前項の申請について内容を審査したうえで、予算の範囲内で「事業計画変更あるいは中止決定通知書」（第４号様式）により助成金の交付の変更あるいは中止の決定通知を行うものとする。

（事業の実施中における報告及び調査）

第９条　協会は本事業の適正を期するため、必要がある場合は助成申請者に対して事業の実施状況について報告を求め、または調査をすることができる。

（事業完了報告書の提出）

第10条　助成申請者は、事業完了の日から15日以内に「事業完了報告書」（第５号様式）を協会に提出しなければならない。

（検査）

第11条　協会は、事業完了後必要に応じて検査を行うものとする。

（助成金交付確定通知）

第12条　協会は「事業完了報告書」の内容について審査したうえで「助成金確定通知書」（第６号様式）により助成申請者に助成金交付確定額を通知する。

２　確定額は、交付決定額を限度として事業費総額に助成金交付決定通知書に記載された助成率を乗じた額とする。

(助成金交付請求書)

第13条　助成申請者は、「助成金確定通知書」を受領後５日以内に助成金交付請求書を協会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第14条　助成金は、事業完了後一括払いを原則とする。

(助成標識の掲示)

第15条　助成事業者は、当該助成事業により取得した物件等に対して、別に定める「助成物件の表示要領」に基づき協会から助成金を交付された旨を掲示しなければならない。

附　則

1　本要領は、平成７年６月６日から施行し、平成８年度から実施する事業に適用する。

2　助成金交付申請等に係る手続きについて（平成４年６月２日付　航公協第444　号）は、これを廃止する。

共同利用施設等への備品の寄贈実施要領

(平成７年６月６日　空整協第453号)
(改正平成８年３月21日　空整協第236号)
(改正平成９年７月23日　空整協第662号)

(目的)

第１条　この要領は、共同利用施設等への備品の寄贈対象範囲等について明確化を図り、もって共同利用施設等への備品の寄贈事業を公正かつ効率的に実施することを目的とする。

(対象空港及び対象地域)

第２条　対象空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する第１種及び第２種空港並びに協会が駐車場を管理運営する共用飛行場とし、その対象地域は原則としてＷＥＣＰＮＬ７０以上の区域とする。

(対象施設)

第３条　対象施設は、原則として「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」施行令第５条に定める施設及びこれに類するものとして協会が認めた施設とする。

(寄贈対象者)

第４条　寄贈対象機関は、原則として地方公共団体とする。ただし協会が特に認めた場合には、前条に定める対象施設を設置、管理する公共的団体についても寄贈対象とすることができるものとする。

(寄贈の方法)

第５条　共同利用施設等への備品の寄贈は、協会の予算の範囲内において、次に掲げる方法により、それぞれ１回に限り行うことができるものとする。

(1)　第３条で定める施設のうち、協会が備品の寄贈を行ったことのない施設に対する備品の寄贈（以下「新規寄贈」という。）

(2)　協会が備品の寄贈を行ったことのある施設に対する異なる種類の備品の寄贈（以下「重複寄贈」という。）

(3)　前各号により寄贈した備品が経年により機能劣化した場合における同種備品の寄贈（以下「更新寄贈」という。）

２　前項各号による寄贈が完了した施設に対しては、その完了時点から10年を経過した場合において、前項に規定する方法による寄贈を再度実施することができる。

（共同利用施設等への備品の寄贈実施要領）

（寄贈の限度額）

第６条　前条に定めるそれぞれの寄贈限度額は、１施設当り概ね100万円を原則とする。

（寄贈対象備品）

第７条　寄贈備品は、不特定多数の地域住民の使用に供するものとする。

２　寄贈備品は、原則として１備品の価格が１０万円以上で、かつ耐用年数が５年以上のものとする。

３　寄贈備品の規格等は、寄贈対象者からの要望を勘案して協会が決定する。

（複数備品の寄贈）

第８条　１施設に対する寄贈は、第６条に定める限度額の範囲内において、２備品以上の寄贈を行うことができる。

（更新の期間）

第９条　更新の期間は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）に定められた年数を経過したものとする。

（申請書の提出等）

第10条　地方公共団体は、第４条に定める寄贈対象者からの要望を取りまとめて当該事業年度の前年の９月末までに、それぞれ次により申請書正・副二部を協会事務所長経由会長あて提出しなければならない。

１　新規寄贈は「新規寄贈備品申請書」（第１号様式）、重複寄贈は「重複寄贈備品申請書」（第２号様式）、更新寄贈は「更新寄贈備品申請書」（第３号様式）、により申請を行うものとする。

２　当該協会事務所長は、前項の申請に基づき内容を審査するとともに、優先順位及び意見書を付して協会本部に上申するものとする。

（寄贈備品の決定通知）

第11条　前条により申請のあったものについては、寄贈機器等が決定した場合、原則として協会本部より文書を以て、当該協会事務所経由当該地方公共団体に通知するものとする。

（備品の受領書の提出）

第12条　備品の寄贈を受領した地方公共団体等は、別に定める受領書（第４号様式）を協会に提出しなければならない。

（寄贈標識の掲示）

第13条　寄贈を受けた地方公共団体等は、別に定める「助成物件の表示要領」に基づき、協会から寄贈を受けた旨を当該物件に掲示しなければならない。

附　則

1　本要領は、平成９年７月23日から施行し、平成10年度から実施する事業に適用する。

（共同利用施設等への備品の寄贈実施要領）

「共同利用施設等へ備品の寄贈」に係る寄贈対象備品の具体的事例

(1) カラーテレビ、高品位テレビ、ビデオデッキ、ビデオカメラ、複写機、カラオケセット、放送機器、時計塔、太鼓、衿、臼、空調機器、冷蔵庫、テント、液晶プロジェクター、パソコン等の空港周辺地域住民活動に寄与するもの。

(2) 自動血圧計、体重測定機器、ぶらさがり健康機器、アスレチック機器、卓球台等の空港周辺住民の健康維持増進に寄与するもの。

(3) オーバーヘッドプロジェクター、ビデオプロジェクター、パーソナルコンピューター、図書等の空港周辺住民の学習活動に寄与するもの。

(4) 楽器、調理機器、陶芸用機器等趣味・サークル活動に寄与するもの。

(5) 植栽等による環境改善に寄与するもの。

(6) 消火器機、貯水槽等空港周辺の防災対策に寄与するもの。

学校等に対する教育機器等の寄贈実施要領

(平成７年６月６日　空整協 第453号)

(改正　平成９年７月23日　空整協 第661号)

(目的)

第１条　この要領は、公共用飛行場周辺における学校等に対する教育機器等の寄贈範囲等について明確化を図り、もって学校等に対する教育機器等の寄贈事業を公正かつ効率的に実施することを目的とする。

(対象空港及び対象地域)

第２条　対象空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する第１種及び第２種空港並びに協会が駐車場を管理運営する共用飛行場とし、その対象地域は、原則として、ＷＥＣＰＮＬ７０以上の区域とする。

(対象施設)

第３条　対象施設は、原則として、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第５条に規定する施設のうち、高等学校、大学、高等専門学校、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同第三項に規定する診療所を除く施設とする。

なお、共用飛行場にあっては、これに相当する施設とする。

(寄贈対象者)

第４条　寄贈対象者は、原則として地方公共団体とするが、協会が認めた場合は、前条に定める対象施設を設置し、又は管理する公共的団体についても寄贈対象とすることができる。

(寄贈の限度額等)

第５条　寄贈は、協会の予算の範囲内において次により実施するものとする。

(1)　１施設当りの寄贈の限度額は、概ね100万円を原則とする

(2)　寄贈は、１施設に対して１回に限るものとする

(3)　１施設に対する寄贈は、原則として１機器とするが、協会が特に必要と認めた場合は、この限りではない

２　前項による寄贈が完了した施設に対しては、その完了時点から10年を経過した場合において、前項による寄贈を再度実施することができるものとする。

（学校等に対する教育機器等の寄贈実施要領）

（寄贈対象機器）

第６条　寄贈機器は、学校等における教育等に寄与するもので、特定の個人が使用するものでないこと。

２　寄贈機器は、原則として、１機器の価格が１０万円以上で、かつ耐用年数が５年以上のものとする。

３　寄贈機器の規格等は、地方公共団体からの要望を勘案して、協会が決定するものとする。

（申請書の提出等）

第７条　地方公共団体は、第４条に定める寄贈対象者からの要望をとりまとめて、当該事業年度の前年の９月末までに、別に定める様式による申請書正・副二部を協会事務所長経由会長あて提出しなければならない。

２．当該協会事務所長は、前項の申請に基づき内容を審査するとともに、優先順位及び意見書を付して協会本部に上申するものとする。

（寄贈機器の決定通知等）

第８条　前条により申請のあったものについては、寄贈機器が決定した場合、原則として協会本部より文書を以て当該協会事務所経由当該地方公共団体に通知するものとする。

（機器の受領書の提出）

第９条　機器を受領した地方公共団体等は、別に定める様式による受領書を協会に提出しなければならない。

（寄贈標識の掲示）

第10条　寄贈を受けた地方公共団体等は、別に定める「助成物件の表示要領」に基づき、協会から寄贈を受けた旨を当該物件に掲示しなければならない。

附　則

１　本要領は、平成９年７月23日から施行し、平成１０年度から実施する事業に適用するものとする。

「学校等に対する教育機器等の寄贈」に係る寄贈対象機器の具体的事例

① 教育用テレビ、ビデオデッキ、ビデオプロジェクター、液晶ビジョン、オーバーヘッドプロジェクター、ＬＬ機器、ワープロ、パーソナルコンピューター等の視聴覚教育用機材等。

② 図書、百科事典等の児童の教育に寄与するもの。

③ 金管楽器、太鼓等の音楽教育に寄与するもの。

④ 自動血圧計、体重測定機器、アスレチック機器等の健康維持増進に寄与するもの。

⑤ 環境音楽放送設備、移動式放送機器等の屋外教育活動に寄与するもの。

⑥ 植栽等による環境改善に寄与するもの。

⑦ 消火機器、貯水槽等の防災に寄与するもの。

学校、共同利用施設等に対する備品寄贈実績
（平成14年度～平成16年度）

年度	空港名	施設名	品名
14	新千歳	保育園他4施設	多目的水槽、図書、滑り台等
		資料館他1施設	学習用図書、パソコン等
	函館	保育所他1施設	コピー機、ピアノ、ビデオ等
		町会館他2施設	印刷機、掲示板、カラオケ等
	仙台	児童館	プロジェクター、エアコン
	新潟	会館他4施設	テレビ、パソコン、DVDプレイヤセット
	東京	8町会	テーブル、椅子
	小松	小学校他2施設	プロジェクター、オルガン、和太鼓等
		共用利用施設他2施設	コピー機、カラオケ
	名古屋	中学校他3施設	パソコン、プリンター、トロンボーン等
		共同利用施設他16施設	印刷機、テレビ、カラオケ、太鼓等
	大阪	障害者福祉作業所他1施設	パソコン
		公民館他36施設	テレビ、全自動血圧計、カラオケ等
	広島	小学校	紙折り機、和太鼓
		集会所	エアコン、テレビ等
	松山	集会所他7施設	放送機器、テント、テレビ、カラオケ等
	福岡	中学校他2施設	パソコン、プロジェクター、ワイヤレスアンプ等
		青少年センター他15施設	プロジェクター、テレビ、冷蔵庫等
	宮崎	小学校	学校給食用配膳台
		センター他2施設	テレビ
	鹿児島	共同利用施設	コピー機

年度	空港名	施　　設　　名	品　　名
15	新千歳	保育園他14施設	運動用具、楽器、遊具等
		児童館他3施設	プロジェクター、卓球台、和太鼓等
	函館	中学校他2施設	印刷機、プロジェクター、楽器等
		町会館他1施設	ファクシミリ、コピー機、テーブル等
	三沢	図書館	図書
	仙台	中学校	丁合機
		老人福祉センター	全自動血圧計、マッサージ機
	新潟	会館他1施設	パソコン、カラオケ
	東京	15町会	コピー機、ファクシミリ
	小松	小学校他2施設	エアコン、音響システム等
		共用利用施設他3施設	コピー機、プロジェクター、カラオケ
	名古屋	小学校他2施設	パソコン、カメラ、楽器等
		共同利用施設他29施設	コピー機、テレビ、マッサージ機等
	大阪	保育園他2施設	プロジェクター、カメラ、エアコン
		共同利用施設他11施設	エアコン、テレビ等
	広島	小学校	太鼓
		集会所	エアコン、テーブル等
	徳島	保健センター	パソコン、デジタル体重計等
	松山	集会所他4施設	コピー機、パソコン、テレビ等
	福岡	共同利用施設他20施設	プロジェクター、全自動血圧計、卓球台等
	大分	共同利用施設	テーブル
	宮崎	小学校	印刷機
		共同利用施設他2施設	テレビ
	鹿児島	共同利用施設他1施設	エアコン、テレビ等

年度	空港名	施　　設　　名	品　　名
16	新千歳	小学校他11施設	学校用図書、放送設備、卓球台等
	函館	保育園他1施設	放送機器、ピアノ、遊具等
		児童館他3施設	プロジェクターカメラ、卓球台等
	新潟	会館	カラオケ
	東京	7町会	コピー機
	小松	小学校他2施設	コピー機、アスレチック等
		共同利用施設他2施設	コピー機、カラオケ
	名古屋	小学校他10施設	プロジェクター、パソコン、ピアノ等
		共同利用施設等24施設	コピー機、テレビ、冷蔵庫等
	大阪	小学校他8施設	プロジェクター、テレビ、楽器等
		老人憩いの家他12	自動血圧計、テレビ、マッサージチェア等
	広島	中学校	和太鼓
		集会所他1施設施設	エアコン、テレビ、テント等
	徳島	老人福祉センター	ヘルストロン
	松山	集会所他6施設	放送機器、コピー機、テント等
	福岡	保育園他3施設	放送設備、オルガン等
		共同利用施設他16	パソコン、コピー機、テント等
	大分	共同利用施設	コピー機
	熊本	公民館他6施設	コピー機
	宮崎	センター他2施設	テレビ
	鹿児島	幼稚園	プロジェクター、ビデオカメラ、パソコン
		公民館	テレビ

空港使用料の設定に関する考え方

国が設置・管理する空港に係る使用料は、空港整備事業費、維持運営費、環境対策事業費等の歳出予定を踏まえ、空港整備特別会計の全体収入の中で、一般会計からの受入等で賄いきれない分を対象コストとしております。

また、具体的な料率の設定に当たっては、機材毎の負担力及び航空ネットワークの維持・拡充等を総合的に考慮し、設定しております。

（参考）国の管理する空港の着陸料の計算式

料　　率	準　　則
【ジェット機】 （ａ） ２５トン以下 国内線（貨物専用機除く）　１，０００円／トン その他　１，１００円／トン ２６～１００トン 国内線（貨物専用機除く）　１，４００円／トン その他　１，５００円／トン １０１～２００トン 国内線（貨物専用機除く）　１，５５０円／トン その他　１，７００円／トン ２０１トン以上 国内線（貨物専用機除く）　１，６５０円／トン その他　１，８００円／トン （ｂ） ３，４００円×（騒音値－８３） ＥＰＮｄＢ	ジェット機の着陸１回ごとに、左の（ａ）と（ｂ）の合計額。（ａ）については、航空機の重量をそれぞれ左の各級に区分して、順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額 【重量】 航空機の重量は最大離陸重量を適用する（１トン未満は１トンとする。）。
【その他の航空機】 （６トン以下の航空機） 一律　１，０００円 （７トン以上の航空機） ６トン以下　一律　７００円 ７トン以上　５９０円／トン	その他の航空機の着陸１回ごとに、航空機の重量をそれぞれ左の各級に区分して、順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額 【重量】 航空機の重量は最大離陸重量を適用する（１トン未満は１トンとする。）。

周辺整備事業費の内訳
(航空機騒音対策事業(国費)・実績ベース)

(単位:百万円)

区分／年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1 住宅騒音防止対策事業	13,334	11,997	8,480	5,155	3,739	3,479	3,113	3,055	2,022	2,297
2 移転補償等事業費	6,376	7,632	8,485	9,400	6,846	6,784	6,790	5,860	5,537	5,294
3 教育施設等防音工事	2,018	1,442	1,170	962	1,763	978	868	1,154	707	374
4 緩衝緑地帯等整備事業	4,709	6,001	6,680	6,860	9,619	7,028	6,673	6,058	3,892	4,183
5 空港周辺整備機構	157	66	170	84	27	378	33	73	46	34
6 周辺環境基盤施設整備	220	72	52	99	693	701	91	111	246	239
7 テレビ受信障害対策	1,467	1,487	1,496	1,506	1,505	1,507	1,507	1,508	1,511	1,414
8 生保世帯空調稼働費	11	11	11	12	12	12	12	12	11	13
2−8 の小計	14,958	16,711	18,064	18,923	20,465	17,388	15,974	14,776	11,950	11,551
合　　計	28,292	28,708	26,544	24,078	24,204	20,867	19,087	17,831	13,972	13,848

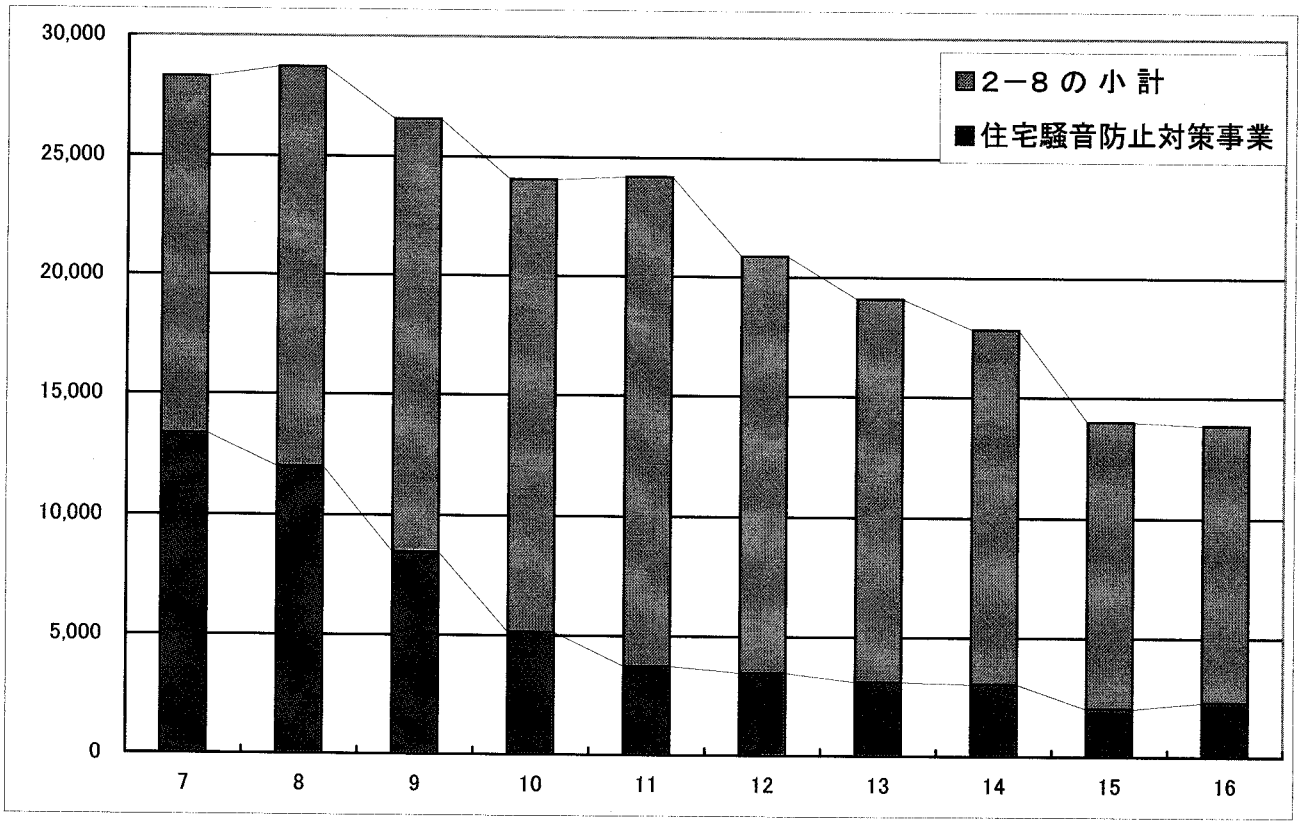

空港整備特別会計の財政融資資金借入金に係る元利償還について

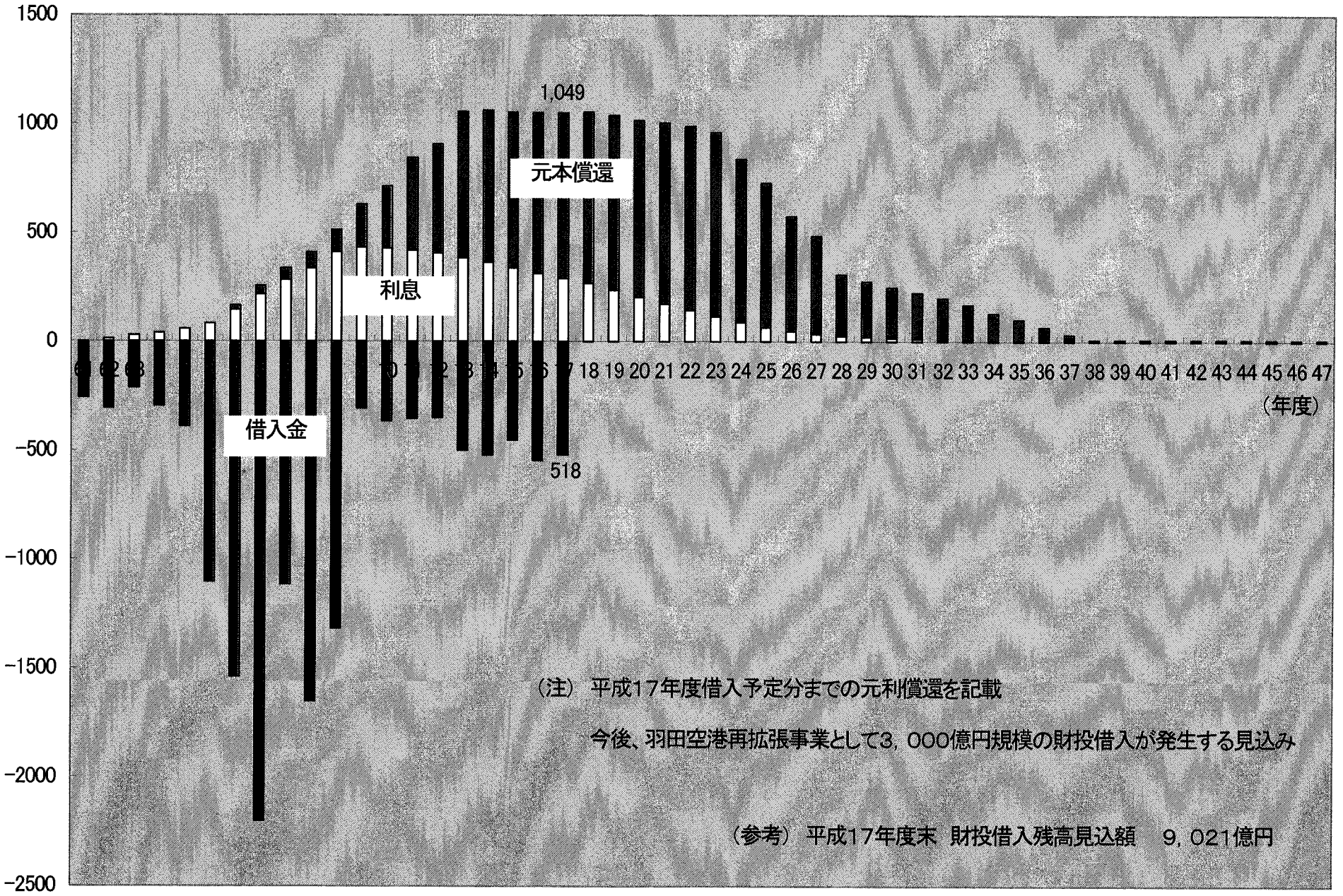

駐車場運営による収益を環境対策費に充当していることについて

1　航空輸送需要の増大に対応したジェット機の運行回数の増加は、利便性の向上をもらす反面、空港周辺地域に深刻な航空機騒音問題を引き起こしました。これに対し、国は、昭和４２年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」を制定し、公共施設に対する防音工事の助成、共同利用施設の整備に対する助成、移転補償を制度化しました。

2　上記の国の実施する全国一律的な対策に加え、地域のニーズに対応したきめ細やかな対応が求められたことから、昭和４２年に（財）航空公害防止協会（現（財）空港環境整備協会）が設立されました。当初は、航空会社からの寄付金を財源としていましたが、必ずしも十分な対策を講じることができませんでした。

3　他方、モータリゼーションの進展に伴い、空港利用者のための空港駐車場の適切な運営が求められることとなりました。

4　そこで、昭和４４年に同協会の寄附行為を変更して事業に「空港における駐車場の運営その他、空港運営に協力する事業」を追加し、同協会に有料駐車場の運営を委ね、その収益を同協会が行う周辺環境対策の財源に充てることといたしました。

5　なお、車の利用者は、今日においても公共交通機関の利用者と比較してある程度の負担力があると考えられることから、駐車場運営による収益を環境対策費に充当することには、一定の合理性があると考えられます。

空港環境整備協会が運営を行っている駐車場について、引き続き同協会が運営を行う必要性ついて

1　空港環境整備協会は、国が管理する２６空港のうち２２空港において空港駐車場の運営を行っていますが、これは、国が管理する空港の円滑な運営のために協会が行う周辺環境対策事業の財源を確保するために行っているものです。この周辺環境対策は、国が実施している全国一律的な対策に加え、地域のニーズに対応したきめ細やかな対応を行うためのものです。

2　従って、今後とも同協会が現行程度の周辺環境対策を実施していくためには、少なくとも既に運営を行っているものについてはその事業を継続していかざるを得ないと考えておりますが、他方で、同協会による空港駐車場事業の運営を現在よりも拡大する必要は必ずしもないと考えております。

3　こうしたことから、平成１５年に会計検査院及び財務省からの指摘を受けて、「新規に供用する駐車場の運営者の選定については、駐車料金等を要素とする公募制を導入して複数の事業者から選定すること」とし、この方針に従って、来年３月に供用開始予定の新北九州空港の駐車場については、PFI 方式により運営事業者を選定したところです。

4　今後ともこの方針に基づき、新たに供用する空港駐車場については、着実に公募を進めてまいります。

（財）空港環境整備協会の役員について

役職		役員名	備　　考
会　　長	常勤	塩田澄夫	元　海上保安庁長官
理　事　長		中村達朗	元　航空・鉄道事故調査委員会事務局長
専務理事		北澤 誠	元　航空大学校理事長
常務理事		依田　健	元　運輸省東京航空局次長
理　　事		山田一郎	元　（財）小林理学研究所理事
	非常勤	北野蓉子	（社）日本女性航空協会理事長
		小林良介	日本放送協会 視聴者総局副総局長
		新町敏行	㈱日本航空 社長
		難波精一郎	大阪大学名誉教授
		藤野典三	元　人事院給与局次長
		松下　勉	前　伊丹市長
		山本峯生	全日本空輸㈱ 社長
監　　事	常勤	畠山忠孝	元　航空大学校事務局長

国土交通省ＯＢの管理職員について

役職名		人数(人)
本部	審議役	1
	部長	3
	部長代理	1
	課長	2
	調査役	1
研究センター	部長	2
	課長	1
事務所	所長	19
	次長	3
	課長	21
	調査役	10

役員、管理職員の年間報酬について（平成１７年度）

	人数（人）	年収総額（千円）
役　　員	6	８１，４５２
管　理　職　員	７６	５６２，０４１

（注）　役員は、常勤役員です。

（注）　管理職員は、本部審議役、部長、部長代理、課長、調査役、研究センター部長、研究センター課長、事務所長、事務所次長、事務所課長、事務所調査役です。